

## ○ 4月1日改正入管法施行後の主な動き

### 1 登録支援機関（受入れ機関との契約により特定技能外国人を支援）

- ・ 出入国在留管理局の登録を受ける必要があり、登録後はHPで公表  
⇒ 5月31日（金）時点で国内418機関が登録済（うち県内は10機関）

### 2 受入れ機関（特定技能外国人と雇用契約を締結）

- ・ 特定技能の在留資格認定には、受入れ機関の「特定技能外国人支援計画」の添付が必要
  - ・ 受入れ機関は登録制ではなく、出入国在留管理局において公表はされない。
  - ・ 日本人と同等以上の報酬での雇用、外国人への各種支援（生活、日本語学習等）に加えて、各分野で組織される協議会への参加が必要
- ⇒ 個別の受入れ機関名を公表するか否かは各協議会において判断されるため、今後の動向を注視

### 3 新在留資格「特定技能」の取得

- ・ 技能実習制度の対象となって約1年半の「介護」、技能実習制度のない「宿泊」「外食」においては技能実習生からの移行が当面見込めない。
- ⇒ 現状、この3分野での新資格付与に向けた動きが活発

### 4 技能実習生からの移行

- ・ 技能実習（2号）を良好に修了した者は、特定技能に求められる「技能水準」「日本語能力水準」の試験が免除
- ・ 技能実習（2号）修了に期限の定めはなく、実習後、帰国した者も特定技能での在留資格認定が可能

※ 当面は技能実習修了者から特定技能への移行が多いものと想定

他方、技能実習中の特定技能への在留資格変更は認められない。

### 5 産業分野別の状況は資料3のとおり

### 6 二国間取決めの状況

- ・ 悪質な仲介事業者の排除を目的とする情報共有の枠組みの構築のため、9か国と取決めに締結予定  
締結済み：フィリピン、ネパール、カンボジア、ミャンマー、モンゴル  
今後締結：ベトナム、中国、インドネシア、タイ